

2024年度 国家一般職(大卒程度)採用試験 本試験⇔時事蔵 的中問題例

《例1》自然・人文・社会に関する時事

国家一般職 基礎

時事蔵

【No.26】労働をめぐる動向などに関する記述として最も妥当なのはどれか。

- 2020年に施行された改正労働基準法では、全ての民間企業において、従業員の時間外労働の上限は「原則月90時間、年1,000時間」とされた。我が国の労働をめぐる歴史をみると、昭和初期に、官製糸場での過酷な労働環境を受けて、田中正造らの呼び掛けにより、女性の就業時間を制限する工場法を制定するための動きが見られた。しかし、資本家の反対があり、工場法が成立したのは第二次世界大戦後であった。
- 医師や教師などの公共的な性格を有する職業は、労働基準法の適用対象外となっており、これらの職業の労働条件は、医療法などの個別の法律によって定められている。2023年に施行された改正医療法では、全ての医師について、時間外労働の上限を年2,000時間とすることが定められた。我が国の医学の歴史をみると、18世紀に蘭学が発達し、平賀源内は西洋医学の解剖書を翻訳した『解体新書』を著した。
- 近年、女性の就業率が出産期に下がり、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の解消が進む一方、女性の正規雇用比率が20代後半をピークとして低下する「L字カーブ」が見られ、出産を機に女性が正規雇用として職場に戻れていないとの指摘がある。なお、我が国の女性運動をめぐる歴史をみると、明治時代に、平塚らいてうらが青鞥社を結成し、雑誌『青鞥』の創刊号には、「元始、女性は実に太陽であった」と記された。
- 2023年に施行された改正障害者雇用促進法において、民間企業の障害者の法定雇用率は、算定対象に新たに知的障害者や精神障害者を含めるとした上で、5.0%へと引き上げられた。我が国の社会保障制度のうち、障害のある人に対して支援を提供する仕組みをリジョナリズムといい、1960年代には、支援促進のために障害者差別解消法が制定された。
- 児童労働の排除など、人権尊重の取組を求める動きが民間企業に対して拡大したことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、世界全体で労働に従事する17歳以下の子どもの数は、2020年に推計5,000万人と、国連の調査開始以降最少となった。世界の児童労働をめぐる歴史をみると、17世紀のフランスでは、アナーキズムの思想に基づいて会社法が制定され、年少者の労働時間が制限された。

正答 3

の中

社会 ▶▶ 労働事情②

Key Word

働き方改革の進捗	働き方改革関連法により、原則として月45時間、年360時間に規制
雇用の増加と賃金	同じ業務や成果に対しては、同額の賃金を支払うという原則
医師の働き方改革	時間外労働を制限。一般の勤務医は年960時間が上限
フリーランス保護	地注者間に、仕事をした後60日以内に報酬を支払うなどを義務付け
外国人労働者	2023年は約205万人と過去最多を更新。ベトナムが最も多く、次いで中国の順
特定技能2号	熟練技能が必要な業務に就くことができる在留資格。介護以外の11分野に拡大

1 働き方改革

(1) 働き方改革関連法(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)
働き方に関連した8法をまとめて改正したもので、2024年4月に全面施行の予定

① 時間外労働の上限規制
時間外労働の上限を原則「月45時間、年360時間」と明記。繁忙期など特別な事情があって労使が合意する場合でも、45時間を超えて働かせることができるのは年6か月までで、年間上限は720時間(月100時間未満、複数月平均80時間以内)となった。上限を超えて働かせた企業には、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金科せられる。建設業や運送業、医師は2024年4月から適用予定

② 同一労働・同一賃金
雇用形態や性別、年齢などにかかわらず、同じ業務や成果には同額の賃金を支払うという原則。厚生労働省が策定したガイドラインでは、正社員と非正規社員の能力や経験、貢献度などが同じであれば基本給や賞与を同額にするよう求めているが、合理的な理由があれば待遇差を認めた。

(2) 医師の働き方改革
2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入される。一般の勤務医の場合は年960時間が上限となる。連結勤務は28時間までに制限され、次の業務までに最低9時間の休息時間を確保することが求められるようになる。

(3) 物流の「2024年問題」
2024年4月からトラックドライバーの拘束時間が原則年3,300時間(月284時間)以内、時間外労働は年960時間に制限されることで生じる問題。何も対策を講じなければ、2024年度には約14%、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性がある。

(4) 過労死防止対策大綱(過労死等の防止のための対策に関する大綱)
過労死等防止対策推進法に基づき、およそ3年間の過労死防止への取組みを定めるもので、2021年7月に改訂版が閣議決定された。過労死ゼロを目指し、2025年までの数値目標として、①過労労働時間40時間以上の雇用者のうち、過労労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2022年8.9%)、②勤務間インターバル制度導入の企業割合を15%以上(2022年5.8%)、③年次有給休暇の取得率を70%以上(2022年62.1%)などを掲げている。
※勤務間インターバル制度……仕事を終了後、次に仕事を始めるまでに一定の休息時間をおくこと。過労死対策の「切り札」ともいわれているが、働き方改革関連法では企業の努力義務とされた。

28

【No.44】 我が国の最近の経済の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なものはどれか。

1. 実質GDP成長率(前年度比)についてみると、2020年度及び2021年度は2年連続でマイナスとなったが、2022年度は消費の全体的な回復を受け、3%を上回っている。また、名目GDPの実額についてみると、同年度は650兆円を上回り、過去最大となっている。
2. 日本銀行「企業物価指数」により国内企業物価指数の上昇率(前年同月比)についてみると、2021年後半は0~2%程度で推移していたが、2022年2月のロシアのウクライナ侵攻により、原油等のエネルギー価格が年末までほぼ一貫して上昇した影響を受け、同年12月には4%程度となり、2023年6月には15%を上回っている。
3. 総務省「消費者物価指数」により2022年1月以降の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)の上昇率(前年同月比)についてみると、2022年1月は0%台であったが、その後、上昇率を高め、2023年1月時点では4%を上回っている。また、消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)の上昇の内訳についてみると、2022年はエネルギーと食料の寄与が中心となっている。
4. 有効求人倍率(季節調整値)についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた2021年後半は1.0を下回っていたが、その後、上昇傾向で推移し、2023年半ばには1.5を上回っている。また、労働環境が改善する中、2023年春闘における定期昇給相当込み賃上げ計(連合による集計)は約2.1%となっている。
5. 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」により全国の月次の倒産件数についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する直前の2020年1月は500件程度であったが、その後、急速に増加し、同年12月には1500件を上回った。しかし、2023年5月に当該感染症の位置付けが変更されたことに伴い、倒産件数は、同年8月まで急速に減少している。

正答 3

の中

日本経済 ▶▶ 経済動向

Key Word

日本経済の現状	2023年4～6月期に名目GDP、実質GDPが過去最大
個人消費	見込まれていた水準を大きく下回って推移。その後は物価高により鈍い動き
企業物価	国内企業物価指数は、2022年12月に42年ぶりの上昇となる前年比10%台を記録
賃金	総雇用者所得は、雇用者数と現金給与総額の増加により上昇
企業収益	製造業は売上高の増進が鈍化がみられ、減少傾向
住宅投資	持家着工は2022年に入り減少傾向で推移。分譲住宅も弱い動きに

1 日本経済の動向

(1) 日本経済の現状
 名目GDPは、2022年7～9月期に輸入物価の上昇による輸入の急増を受け前期比で減少したが、その後は増加を続け、2023年4～6月期に591兆円と過去最大となった。実質GDPについても、消費や設備投資デフレーターの上昇により下押しされたものの、緩やかな回復を続け、過去最大となった。実質GDPの内訳をみると、個人消費は、経済社会活動の正常化が進んだことから、旅行・外食等のサービス消費の回復が続き、2022年半ばにかけて衣料品等の半耐久財支出も増加した。外需は、2023年4～6月期には財輸出が増加に転じ、サービス輸出も増加。輸入の減少もあり、プラスに寄与した。この結果、2022年度の実質GDP成長率はプラス1.4%(名目はプラス2.0%)となった。しかし、その後、物価高に伴い個人消費が低迷したこと、2023年7～9月期の実質GDP成長率は前期比年率マイナス2.9%となった。

(2) 輸出・輸入
 輸出は、世界的な物価上昇の長期化や半導体市況の悪化、中国の感染再拡大とその後回復ペースの鈍化、世界的な金融引き締めなどを背景に、2023年1～3月期に減少に転じた。4～6月期には、自動車輸出の持ち直しにより財輸出が増加に転じるとともに、段階的な水際対策の緩和によって訪日外国人の消費が増加したことからサービス輸出も増加したが、輸入は減少した。

(3) 個人消費
 個人消費は、ウイズコロナの下でサービス消費が持ち直す一方で、物価上昇や果敢もり需要の反動、自動車の生産回復の遅れ等により、見込まれていた水準を大きく下回って推移した。2023年夏以降、感染症の5類移行によってマインドが改善していることや消費者物価の上昇圧力が落ちると予測されたこと、新車販売の回復継続が期待されたこと等から、賃上げ気運とも相まって消費は増加傾向が続くとみられていた。しかし、2023年7～9月期には、長引く物価高から消費者の節約志向が高まり、個人消費は鈍化している。

※労働動向——季節労働率は、2020年4～6月期に21.4%と上昇し、その後コロナ増進より高水準で推移してきたが、2022年度に入り消費・物価の上昇ペースに雇用者報酬の増加が追いつかず、低下した。労働率は概ね2015年から2019年の平均的な水準に戻った。コロナ期での雇用調整が今後消費に回ると思われる。

(4) 企業物価
 国内財の企業間取引価格の動向を示す国内企業物価指数は、2022年12月に、1980年12月以来42年ぶりの上昇となる前年比10.6%となった。サービス取引の価格動向を示す企業向けサービス価格指数(国際運輸を除く)は、財に比べれば低いものの、前年比上昇率は次第に高まっており、宿泊サービスの需要回復や人件費要因により、2023年5月には総平均が前年同月比2.0%となった。消費財の影響を除けば、1992年7月以来30年8か月ぶりの上昇である。

※日銀発表では2023年12月の国内企業物価指数は119.9/2020年=100となった。2023年通年は119.6で、前年比4.1%上昇となった。